

省令について

【概要】盛土規制法の施行に伴う関係省令の改正について①

I. 宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（概要）

（1）宅地造成等規制法施行規則の一部改正関係（国土交通省単管→農林水産省との共管に）

①スキマのない規制関係

◆法改正等の概要

- 都道府県等は、おおむね5年ごとに、規制区域の指定や盛土等に伴う災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施
→ 調査事項や調査結果の通知・公表方法等について省令に委任
- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象に
→ 災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事を許可不要とし、当該工事と同等以上に災害の発生のおそれがないと認められる工事を省令に委任
→ また、法の規制対象外となる公共施設用地の一部について省令に委任
- 許可を受けた工事については、当該工事が施行される土地の所在地等の事項を公表するとともに、工事主による現場での標識掲出を義務化
→ 許可に係る公表方法・公表事項、標識の記載事項について省令に委任

◆省令改正の概要

- ・ 調査事項として、土地の利用状況、過去に盛土等に関する工事が行われた土地の所在地、当該土地における災害発生の危険性を規定
- ・ 調査の結果及びその概要を関係市町村長に書面で通知。また、規制区域の要件に該当する土地の区域等を平面図に明示してインターネット等により公表することを規定
- ・ **許可が不要となる工事として、国等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事、工事の施行に付随して行われるものであって当該工事に使用する土石等を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの等を規定（別紙参照）**
- ・ 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、廃棄物処理施設等を規定（別紙参照）
- ・ 工事の許可年月日・許可番号等の事項をインターネット等により公表することを規定
- ・ 標識の記載事項として、工事主の氏名・名称及び住所、工事の許可年月日・許可番号、工事の届出年月日等を規定

②盛土等の安全性の確保関係

◆法改正等の概要

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
→ 盛土等に関する工事の技術的基準について政令に委任。そのうち一部の基準を政令から省令に委任
- 許可の申請に当たり、工事主による周辺住民への事前周知を要件化
→ 事前周知方法について省令に委任
- 盛土等に関する工事が、技術的基準に適合しているかどうかを確認するため、施行状況の定期報告、施行中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施
→ 中間検査、完了検査及び定期報告の報告期間等について省令に委任

◆省令改正の概要

- ・ 崖面崩壊防止施設の定義や、15mを超える盛土をする場合に、地盤の安定に関する確認が必要な土地として、盛土等に伴い災害が発生するおそれが特に大きい土地（山間部における河川の流水が継続して存する土地等）等の技術的基準を規定
- ・ **周知方法として、説明会開催のほか、工事内容を記載した書面の配布、工事の施行に係る土地等における掲示及びインターネットでの閲覧等を規定**
- ・ 中間検査の申請は特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、完了検査の申請は工事が完了した日から4日以内に行うこと等を規定
- ・ 定期報告は、3ヶ月ごとに行うこと等を規定

【概要】盛土規制法の施行に伴う関係省令の改正について②

(2) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正関係（農林水産省と共管）

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第69条各号においては、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に規定する**畜舎建築利用計画の認定に当たり、適合させなければならない法律の規定を列挙しているところ、盛土規制法の盛土等に関する工事の許可規定**（盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項）を同規則第69条に追加する等の所要の改正を行う。

Ⅱ. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（概要）

(1) 建築基準法施行規則の一部改正関係

- 建築基準法施行令第9条各号に列挙する建築基準関係規定に、**盛土規制法の盛土等に関する工事の許可規定**（盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項）が追加されたことに伴い、これらの規定が適用される建築物については、**建築確認の申請に際し、当該規定に適合することの確認に必要な図書の添付を求める改正**を行う。

(2) 都市計画法施行規則・都市再生特別措置法施行規則の一部改正関係

- 盛土規制法の宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等及び特定盛土等規制区域内における特定盛土等に関する工事の許可を要する開発行為について、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを許可の要件としたことを受け、当該開発行為に関する許可の申請において、申請書に資金計画を記載すること等の所要の改正を行う。

(3) その他

- その他所要の規定の整備を行う。

Ⅲ. 宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（概要）

宅地建物取引業法施行規則の一部改正関係（内閣府と共管）

- 宅地建物取引業法第35条は、宅地建物取引（※）の相手方等が不測の損害を被ることを防止するため、相手方等の利益の保護に資する事項を重要事項として説明するよう宅地建物取引業者に義務付けており、宅地建物取引業法施行規則において、当該事項として、取引に係る宅地建物が宅地造成等規制法第20条第1項により指定された造成宅地防災区域内にあるときはその旨が定められているところ。今般、**盛土規制法における法律名の改正及び当該条項の条ずれに伴い、宅地建物取引業法施行規則上の規定の形式的な整理**をするため、所要の改正を行う。

（※）宅地建物取引業者が売主となる宅地建物に係る信託受益権の売買取引も含む。

◆今後のスケジュール（Ⅰ～Ⅲ共通） 令和5年3月31日公布 ・ 令和5年5月26日施行

災害の発生するおそれがないと認められる工事（許可不要工事）

- 災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事を許可不要に（法12条1項ただし書・27条1項ただし書・30条1項ただし書）

政令

- **鉱山保安法**：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
- **鉱業法**：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）
- **採石法**：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- **砂利採取法**：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- **政令で定める工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの**

省令

- **土地改良法**：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等
- **火薬類取締法**：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- **家畜伝染病予防法**：家畜の死体等の埋却
- **廃棄物の処理及び清掃に関する法律**：廃棄物の処分等
- **土壤汚染対策法**：汚染土壤の搬出又は処理等
- **平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法**：
廃棄物又は除去土壤の保管又は処分
- **森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事**
- **国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事**
- **高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事**
- **土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの**
- **工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの**

【宅地】（法2条1号）

農地、採草放牧地及び森林（農地等）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（公共施設用地）以外の土地

| | | |
|------------|--|---|
| <p>政 令</p> | <p>政令で定める公共の用に供する施設 （法2条1号⇒改正政令2条）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、<u>漁港施設</u>、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設<u>その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの</u> ・ 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの |
| <p>省 令</p> | <p><u>その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの</u> （改正政令2条）</p> | <p><u>雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設</u></p> |
| <p>省 令</p> | <p>国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの （改正政令2条）</p> | <p><u>学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、<u>営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</u></u></p> |

※朱書きは、規制区域や規制対象行為の拡大に伴い、今回の政省令改正により、盛土規制法上の「公共施設」として追加するもの